

平成 26 年 10 月 20 日
株式会社日本政策金融公庫

「平成 26 年台風第 18 号及び第 19 号による災害に関する 相談窓口」の設置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）農林水産事業は、10月20日付で「平成26年台風第18号及び第19号による災害に関する相談窓口」を以下のとおり設置しました。本災害による被害を受けられた農林漁業者等の皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

窓口設置場所	お問い合わせ先
本店 農林水産事業本部	フリーコール 0120-926478 所在地 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー

なお、水戸支店及び静岡支店の各農林水産事業においては相談窓口を既に設置しています。

日本公庫は、本災害による影響を受けられた農林漁業や農林水産物の加工・流通業を営む皆さまを対象に、公庫資金のご融資やご返済に関する相談に政策金融機関として円滑、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち	融資限度額	返済期間 (据置期間)	利率
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	負担額の 80%又は 300 万円（特例 600 万円）のいずれか低 い額	15 年以内 (3 年以内)	0.75%以内
農林漁業 セーフティネット資金 (災害)	災害を原因とする売上 や所得の減少など一定 の要件を満たす農林漁 業者の方が、経営の安 定を図るために必要な 資金	【一般】 600 万円以内 【特認】 年間経営費等の 3/12 以内	10 年以内 (3 年以内)	0.45%以内

(注1) 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。

(注2) 利率は平成 26 年 10 月 20 日現在のものです。金利情勢により変動します。